

対象事業者

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者であること

対象自動車

◎自動車検査証の記載事項について次の全てを満たす自動車

- ①登録年月日 : 2022年11月1日以前
- ②自動車の種別 : 「普通」又は「小型」又は「軽自動車」
- ③用途 : 「貨物」又は「特種」
- ④自家用・事業用の別 : 事業用
- ⑤使用者の氏名又は名称: 申請者と同一の個人又は法人
- ⑥使用の本拠の位置 : 愛知県内住所であること
- ⑦有効期間の満了する日 : 2022年11月1日以降

・2022年8月9日にパブリック・コメントとして公示された「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」における軽乗用車の取扱いについては、詳細が決まり次第、公式ホームページ等でお知らせします。

基準日

◎上記「対象自動車」で、2022年11月1日時点で対象事業者が使用していること

支援区分

●緑ナンバーの事業用貨物自動車

普通車(1ナンバー).....	1台あたり	7,000円
小型車(4ナンバー).....	1台あたり	4,000円
特種車(8ナンバー).....	1台あたり	9,000円
特種車(特例けん引車).....	1台あたり	9,000円

●黒ナンバーの事業用貨物自動車

軽自動車.....	1台あたり	4,000円
-----------	-------	--------

申請受付期間および申請方法

■申請受付期間 **2022年11月1日(火)～12月16日(金)** ※当日消印有効

■申請方法 公式ホームページからの申請、もしくは郵送での申請のいずれかの方法で申請ください。

公式ホームページ <https://kamotsu-sien.com>

※申請にあたっては、申請マニュアルを事前にご覧ください。



こちらからお申し込みできます

公式ホームページからの申請



必要事項を入力し申請書類をアップロード

郵送での申請



必要事項を記入し申請書類を簡易書留またはレターパックにて郵送

申請書類

- ・交付申請書兼請求書(必須)
- ・自動車検査証の写し(必須)
- ・振込先口座が分かる書類(※)
※チラシ内面左下をご確認ください。
- ・委任状(申請者と口座名義人が異なる場合必須)

■申請書類送付先

〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目9-3 伏見第一ビル3F
第2期 愛知県貨物支援金事務局

愛知県内に営業所を置く貨物自動車運送事業者のみなさまへ

燃油価格高騰による負担軽減のための 支援金を交付します!

申請受付期間 **2022年11月1日(火)～12月16日(金)** ※当日消印有効

対象事業者 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者であること

対象自動車 ①2022年11月1日時点で使用し、②愛知県内に使用の本拠の位置があり、③有効な自動車検査証の交付を受け、④貨物自動車運送事業の用に供する自動車

支援区分

緑ナンバーの事業用貨物自動車

普通車
(1ナンバー)

※イラストはイメージです。



1台あたり
7,000円

小型車
(4ナンバー)



1台あたり
4,000円

特種車
(8ナンバー)

(特例けん引車:けん引車+8ナンバー
〈または9ナンバー〉の被けん引車)



1台あたり
9,000円

黒ナンバーの事業用貨物自動車

軽自動車



1台あたり
4,000円

※上記に該当する車両を2022年11月1日時点で使用していることが必要です。

申請について

申請は公式ホームページからの申請、もしくは郵送での申請の2種類となります。
(詳しくは裏面をご確認ください) <https://kamotsu-sien.com>

こちらからお申し込み



◎支援金に関する不明点などは下記までお問合せください。

コールセンター ☎052-433-9221

【受付時間/平日9:00～17:00(土・日・祝日除く)】



対象自動車

- 2022年11月1日時点で対象事業者が使用
- 愛知県内に使用の本拠の位置
- 有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車

■緑地に白文字(例)



■黒地に黄文字(例)



※2輪車及び被けん引車は除く

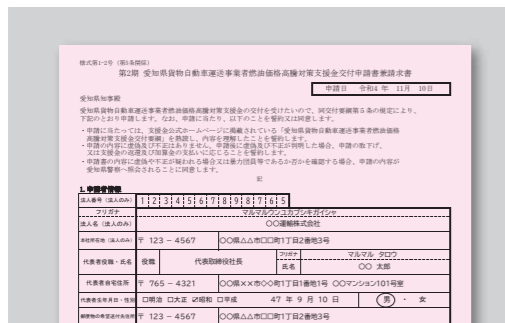
・2022年8月9日にパブリック・コメントとして公示された「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」における軽乗用車の取扱いについては、詳細が決まり次第、公式ホームページ等でお知らせします。

特例けん引車制度

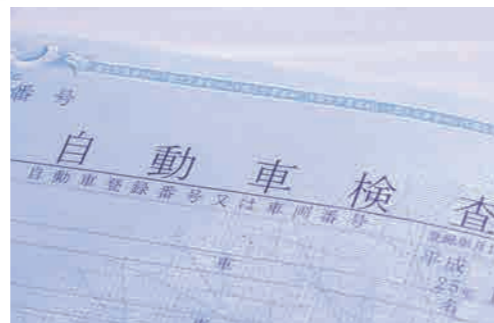
- 要件を満たす1ナンバー、4ナンバーのけん引車を「特例けん引車」と呼び、支援区分を特種車として扱います。
- 要件は、8ナンバー、9ナンバーの被けん引車(「特殊・特種被けん引車」と呼びます。)と連結することです。
- 申請時には、特例けん引車と特殊・特種被けん引車の両方の自動車検査証が必要です。
- 詳細は、公式ホームページをご確認ください。

申請時に準備いただく書類

1 交付申請書兼請求書(必須)

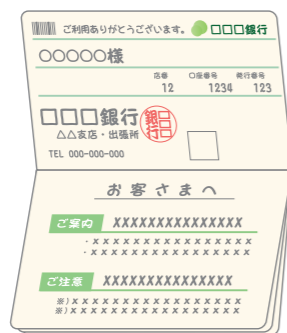


2 自動車検査証の写し(必須)



3 振込先口座が分かる書類(※1)(省略可※3)

- ※1…金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(※2)が分かるもの
- ※2…通帳の場合、表面にある漢字の名義ではなく、通帳の見開き等に記載されているカタカナの名義
- ※3…前回の貨物支援金の支給を受けた方(ただし、前回の申請内容から変更があった場合は再提出が必要)



4 委任状(申請者と口座名義人が異なる場合必須)



※写真・イラストはイメージです。

1 交付申請書兼請求書と4 委任状は公式ホームページからダウンロードできます。

交付申請書兼請求書記入例

様式第1-2号(第5条関係)

第2期 愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

申請日 令和4年 11月 10日

愛知県知事殿

愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。なお、申請に当たり、以下のことを誓約又は同意します。

- 申請に当たっては、支援金公式ホームページに掲載されている「愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱」を熟読し、内容を理解したことを誓約します。
- 申請の内容に虚偽及び不正はありません。申請後に虚偽及び不正が判明した場合、申請の取下げ、又は支援金の返還及び加算金の支払いに応じることを誓約します。
- 申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否かを確認する場合、申請の内容が愛知県警察へ照会されることに同意します。

記

1. 申請者情報

法人番号(法人のみ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
フリガナ	マルマルウニユカブシキガイシャ												
法人名(法人のみ)	〇〇運輸株式会社												
本社所在地(法人のみ)	〒 123 - 4567			〇〇県△△市□□町1丁目2番地3号									
代表者役職・氏名	役職	代表取締役社長						フリガナ	マルマル タロウ				
								氏名	〇〇 太郎				
代表者自宅住所	〒 765 - 4321			〇〇県××市◇◇町1丁目1番地1号 〇〇マンション101号室									
代表者生年月日・性別	□明治 □大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 □平成		47年 9月 10日				<input checked="" type="radio"/> 男			・ 女			
郵便物の希望送付先住所	〒 123 - 4567			〇〇県△△市□□町1丁目2番地3号									
担当者名・電話番号	担当者名	愛知 花子				電話番号	052 - 〇〇〇 - △△△△						
担当者メールアドレス	hanako-aichi@unyu.co.jp												

2. 振込先口座

金融機関コード	9	9	9	9	金融機関名称	〇〇〇〇〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 組合				
支店コード	1	2	3	支店名称	愛知							<input type="checkbox"/> 本店	<input checked="" type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 支所	<input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座												
口座番号	1	1	1	1	1	1	1								
口座名義(加)	マルマルウニユ(カ)														

3. 申請額・請求額

自動車の種別	用途	特殊・特種被けん引車の有無	支援区分	一台当たりの支援額	台数	金額			
普通	貨物	—	普通車	7,000	× 15	= 105,000	円		
	貨物	あり	特種車	9,000	× 20	= 180,000	円		
	特種	—	特種車	9,000	× 25	= 225,000	円		
小型	貨物	—	小型車	4,000	× 10	= 40,000	円		
	貨物	あり	特種車	9,000	× 10	= 90,000	円		
	特種	—	特種車	9,000	× 10	= 90,000	円		
軽自動車	貨物・特種	—	軽自動車	4,000	× 10	= 40,000	円		
合計(申請額・請求額)						100	台	770,000	円